

風俗環境保全協議会運営要綱の制定について

平成28年8月31日
例規（風）第38号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

風俗環境保全協議会運営要綱

第1 目的

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項に規定する風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱等の手続その他協議会の効果的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本的な考え方

協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

第3 委員等

- 1 協議会の委員は、次の各号に該当する者をもって構成されるものとする。
 - (1) 風俗環境保全協議会に関する規程（平成28年千葉県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。）第2条に規定する地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は深夜において酒類提供飲食店営業を営む者
 - (2) 法第38条第1項に規定する少年指導委員
 - (3) 地域住民
 - (4) その他関係者（規程第2条に規定する地域に事務所を置き営業等の活動を行う事業者など）
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 規程第2条に規定する地域を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）を協議会の顧問とする。

第4 委嘱手続等

1 委嘱

(1) 候補者の推薦

ア 管轄署長は、協議会の委員として推薦する者について、風俗環境保全協議会委員推薦書（別記第1号様式）により、本部長を経由して公安委員会に推薦するものとする。

イ 推薦に当たっての留意事項

- (ア) 特定分野に偏りのないように選出すること。
- (イ) 幅広い年齢層から選出すること。

(ウ) 協議会の政治的中立性を確保するように選出すること。

(2) 委嘱手続

本部長は、公安委員会の決定により委嘱状（別記第2号様式）を管轄署長に送付し、委嘱状の送付を受けた管轄署長は、委嘱予定者に対して委嘱状を交付するものとする。

2 解嘱及び辞職

(1) 解嘱手続

ア 管轄署長は、委員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、風俗環境保全協議会委員解嘱上申書（別記第3号様式）により、本部長を經由して公安委員会に上申するものとする。

(ア) 刑罰法令に違反する行為があったとき。

(イ) 反道徳的又は反社会的行為があったとき。

(ウ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(エ) その他委員たるにふさわしくない行為があったとき。

イ 本部長は、公安委員会の決定により解嘱通知書（別記第4号様式）を管轄署長に送付し、解嘱通知書の送付を受けた管轄署長は、解嘱される委員に対して解嘱通知書を交付するものとする。

(2) 辞職手続

ア 管轄署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、辞職願の提出を求め、風俗環境保全協議会委員辞職願受理書（別記第5号様式）を作成の上、本部長を經由して公安委員会に報告するものとする。

イ 本部長は、公安委員会が委員の辞職を承認したときは辞職承認書（別記第6号様式）を管轄署長に送付し、辞職承認書の送付を受けた管轄署長は、辞職が承認された委員に対して辞職承認書を交付するものとする。

3 再任

(1) 委員の再任手続は、前記第4の1(1)に定める手続をとるものとし、本部長は公安委員会の決定内容を管轄署長に通知するものとする。

(2) 前(1)の通知を受けた管轄署長は、公安委員会の決定内容を委員に通知するものとする。

なお、委員を再任するときは、委嘱状の交付を要しない。

第5 委嘱等の記録

管轄署長は、委員の委嘱若しくは再任があったとき又は委員の解嘱若しくは辞職があったときは、風俗環境保全協議会委員委嘱簿（別記第7号様式）に記録するものとする。

第6 報告

管轄署長は、協議会が開催されたときは、その結果を風俗環境保全協議会議事報告書（別記第8号様式）により、本部長を經由して公安委員会に報告するものとする。

第7 協議会の事務

1 協議会の事務を処理するため、規程第2条に規定する地域を管轄する署の生活安全課に事務局を置く。

2 事務局は協議会の運営が効果的なものとなるよう積極的に関与するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

以下様式省略